

確定申告の準備は

お早めに !!



国民健康保険・後期高齢者医療保険に係る医療費通知について



確定申告の医療費控除の手続きに、医療費通知を使用することができます。

送付対象者

被保険者全員

発
送
内
容

国民健康保険

令和6年1月～令和6年12月診療分（令和7年2月中旬 発送）

①上記年間分通知は[封書]で送付します。②別に[ハガキ]年4回(6、9、12、2月)も送付しています。
①、②どちらも内容は同じで、確定申告にお使いいただけます。

後期高齢者医療保険

令和5年11月～令和6年10月診療分（令和7年1月中旬 発送）

※令和6年11月～12月診療分の医療費や、医療費通知に記載されていない医療費がある場合は、ご自身で領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して申告書に添付する必要がありますのでご注意ください。
※療養費（柔道整復、あん摩マッサージ、はりきゅう）については、医療費通知とは別に療養費通知を発送しています。

【お問い合わせ】

健康福祉課 保険係 電話：54-2511 有線：31-5000（内線5121・5123）

所得税(住民税)の確定申告で必要な方へ

障害者控除認定書・おむつ代医療費控除証明書を発行します

①障害者控除認定書

◆申請に必要なもの
該当の方の介護保険被保険者証（写しでも可）

身体障害者手帳の交付を受けていなくても、要介護1～5の認定を受けておられる方は「寝たきり度」、「認知症自立度」の程度により控除を受けることができます。窓口までお問い合わせください。
要介護認定を受けていなくても、医師により障がいをお持ちの方と同等と認められる方は、医師の証明が必要となりますので医療機関へご相談ください。

②おむつ代医療費控除証明書

◆申請に必要なもの
該当の方の介護保険被保険者証（写しでも可）

概ね6ヵ月以上寝たきりで、おむつが必要と認められる方は、医療費控除におむつ代を含める事ができます。
介護保険の認定を受けている方は、役場窓口にて証明書を発行できる場合がありますので、窓口までお問い合わせください。（※介護保険の認定を受けていない方は医師の証明が必要となりますので医療機関へご相談ください。）

③申請場所・期間

- 仁多庁舎 健康福祉課 又は 横田庁舎 税務課
- 令和7年1月15日(水)～令和7年3月17日(月)

※税の申告期限が近づくと窓口が混み合い、認定書等を即時交付できない場合があります。申請はお早めをお願いします。

【お問い合わせ】 健康福祉課 保険係 電話：54-2511 有線：31-5000（内線5122）

所得税確定申告及び町県民税申告相談のお知らせ

令和6年中の所得にかかる申告期間は

令和7年2月17日(月)から令和7年3月17日(月)まで
(土日祝日を除く)

申告相談会場

仁多庁舎タウンホール・横田コミュニティセンター大ホール

今年度は、**仁多会場→横田会場の順に会場を移動**し、申告相談を行います。

日程など詳細につきましては、12月広報に併せて全戸配布する「所得税確定申告及び町県民税申告相談のお知らせ」をご覧ください。

◎農業所得の事前相談を行います

相談期間：**令和7年1月14日(火)～1月31日(金)**（土日を除く）

※期限内に申告ができるように収入・経費の仕分けなど早目の準備をお願いします。

※事前相談を受けられた場合、収支内訳書の内容を確定申告の相談日までにあらかじめ入力しておきます。
申告相談当日、入力待ちの時間が省け、相談時間が短くて済みます。

【会場】

前半：横田庁舎 3階大会議室

後半：仁多庁舎 1階タウンホール

【受付時間】

午前9時～午後4時30分

月	火	水	木	金	土	日
	1/14 横田庁舎	15 横田庁舎	16 横田庁舎	17 横田庁舎	18 休	19 休
20 横田庁舎	21 横田庁舎	22 横田庁舎	23 仁多庁舎	24 仁多庁舎	25 休	26 休
27 仁多庁舎	28 仁多庁舎	29 仁多庁舎	30 仁多庁舎	31 仁多庁舎		

◎インボイス制度個別相談会を行います

相談会開催日：**令和7年2月3日(月) および 2月4日(火)**

※ **肉用牛所得を申告される方向け**の相談会になります。
大東税務署職員による2名体制で実施します。
※令和6年分の農業収支資料をご持参ください。

【会場】

2月3日(月)：仁多庁舎 1階タウンホール

2月4日(火)：横田庁舎 3階大会議室

【受付時間】

午前9時30分～午後4時

【お問い合わせ】 税務課 電話：52-2671 有線：20-4000（内線4252）